伊 方 訴 訟 ニュー ス

第44号

1977年4月10日

伊方原発訴訟を支援する会 { 連絡先: 〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル } 藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112.口座大阪 48780 }

結審を目前に裁判長交替 最高 裁に 抗 議 と 要 請

4月1日付の最高裁人事で、村上裁判長は、新らしく名古屋高裁から松山地裁所長に任命された植村秀三裁判長と交替した。他に類のない重大な裁判で、しかも、証拠しらべもほぼ終わり結審も真近いというのに、審理の中心となっていた裁判長を引き上げて前任地にもどし、代りに、地裁所長より上格と見なされている高裁部長をすえるという異例な人事である。しかも植村裁判長は、前橋地裁在任当時、安中鉱毒公害裁判で、原告の訴状提出をパリケードで阻止し、訴訟対助を認めず、原告席やテーブ使用も不許可にするなど、不当な訴訟指揮の故に、忌避を申立てられたという。きたるべきものがきた、と云えよう。

次回4月21日の公判は、植村裁判長が持病の"ギックリ腰"のため延期となったが、原告・弁護団では、最高裁に対して、以下の主旨の「抗議ならびに要請書」を送り、5月10日までにその回答を求めた。「長期にわたる密度の濃い本裁判の審理が、まもなく結審を迎えようとしている時点で、突然に裁判長を転動させ、迅速公正な裁判を不可能にしたことに抗議し、速かに、名古屋高等裁判所に転勤した村上裁判長に対し、転補(松山地裁に出張して裁判させること)の措置をとる

ことを要請する。|

国側証人の本音が聞きたい

伊方訴訟公判を傍聴して

人の気配がほとんどしない早朝の松山。大阪の裁判所を庭ごとそのまま小さくしたような松山地裁へ私たちは到着する。9時半ともなると裁判所の前に30メートルほどの列ができ上がった。3月24日、第21回公判の日である。窓を見れば、あざやかに縁の木々が見える。……10時開廷。

今回はいつもの2日連続公判ではなく、1日だけである。大野淳証人に対する被告側の反対尋問、被告側児玉、木村両証人の主尋問であった。午前中は大野証人の反対尋問で終わったが、通り一遍の被告側の尋問は傍聴席のねむけをさそうだけであった。私はかねてから伊方訴訟に出てくる被告側の学者やエリートたちが、どんな顔をして意見を述べるのか一度見てみたいと思っていた。午後になるとその願いがかない、伊方の安全審査時の原子炉規制課長、被告側児玉証人の、然り!鉄仮面そのものの姿を見ることができた。

(22頁に続く)

国側「意見書」を提出

前々号(NQ42)でお知らせしましたように、さる2月5日原告側は、裁判所が伊方原発許可処分の効力停止決定を速かに命令するようにとの「申立理由補充書」を、松山地裁に提出しました。これに対し被告の国側は、ようやく3月8日付で、それに対する「意見書」は「本件申立てを却下する」との決定を裁判所に求めたもので、2部から成っているとのことですが、これまでに提出されたのはその第1部だけです。第1部はつぎの内容から成っています。

第一 執行停止に関する法律上の問題点

第二 本件訴訟の特質及び背景

第三 本件執行停止申立てに対する判断 の時期

第四 本件執行停止申立ての適法性につ

第五 「回復の困難な損害」の不発生について

第六 公共の福祉に対する重大な影響に ついて

第七 「本案について理由がないとみえる」ことについて

第八 補論 — 諸外国における原子力発 電所の建設・運転の現状

以上全部で約4万字に及ぶかなり長文のものですが、この裁判に対する国側の意見の総まとめともなっていますので、それを理解するのに役立つと思われます、第二から第六までの全文を以下にお知らせすることにしました。法廷での審理の進行に不安をいだく国側の様子、そしてそれを、権力的で高圧的な「

法律論」と、すでに論破された「安全論」、 さらには、原告側証人らへのヒステリックな 誹謗とでつくろおうとする姿勢が随所にあら われていて、興味深い読み物となっています。 目下、弁護団を中心に、「意見書」に対する 反論が作成されていますが、読者の皆さんか らも、反撃のご意見などお寄せいただければ 幸いです。

 \bigcirc

第二 本件訴訟の特質及び背景

一 問題の所在

本件は、我が国の裁判史上類似事案が 絶無といってよい特殊な事件であるが、それ ゆえに本件の論点もいまだ十分に整理された とは言い難いので、まず、この事件の裁判所 における整理の在り方について考えてみたい。 基本的な論点は本案訴訟と共通するところが 少なくないので、以下の考察においては、必 要の都度本案訴訟の状況にも触れることとす る。

検討されるべき根本的な問題は、本件において、法律的粉争の解決を使命とし、法律的判断をその職責とする裁判所に何が期待されているか、したがって本件において裁判所は何をなすべきかということである。すなわち、本件において申立人らの主張するところは、裁判所において判断されることを期待することが著しく困難な極めて高度の専門技術的な科学問題に関する事柄と、これを基礎とした一国あるいは国際的なエネルギー政策の当否を議論していると見られる箇所が少なくないのであるが、このような中から右に述べたような裁判所本来の機能に即した事項をどのよ

うに取り出していくかということが、まず検 討されなければならない。そして、いらまで もなく、このような検討は、執行停止申立事 件においても本案訴訟におけると同様に不可 欠である。けだし、執行停止申立事件と本案 訴訟とでは審理の観点が異なり、要求される 立証の程度に差があるのはもちろんであるが、 しかし、裁判所の果たす基本的役割が異なっ てよいはずはなく、しかも前記のとおり行政事 件訴訟法は執行不停止を原則とするからであ る。例えば、本案訴訟において要求される高 度の専門技術的問題に対する司法審査の在り 方は、そのまま執行停止申立事件においても 要求される。本案訴訟において判断不能であ ったことが、執行停止申立事件においては判 断可能となるようなことがあり得るはずはな いのである。後者においては疎明に基づいて 判断すれば足りるけれども、このことは心証 の程度の差をいうのであって、ある高度の専 門技術的問題に対して裁判所が判断を下すと とが著しく困難であるということそれ自体は、 要求される立証が証明の場合であっても疎明 の場合であっても異なるところはないのであ る。けだし、事柄は、問題の本質に関するも のであって、立証の程度に関するものではな いからである(なお、疎明の場合には、申立 人の提出する疎明資料と反対の内容の疎明資 料を被申立人が提出することもまた容易なこ とが多いのを看過すべきではない。)。

二 本件の審理の在り方

1. 本件訴訟と同種事案が本件のほかに も福島地裁と水戸地裁に各一件係属している。 本件訴訟を含めてこれら三件の訴訟の基本的 態様は同一である。そして、これらの訴訟は、 行政庁の極めて高度な政策的判断と極めて高 度の専門技術的判断の当否が争われていると いう点において、前に述べたように、裁判史 上類似事案のなかったものといってよい。こ のような特殊な訴訟又は執行停止申立事件に おける裁判所の審理の在り方について必要な 最も基本的な認識は、いうまでもなく、本件 の場が法廷ないし裁判所であるということで ある。すなわち、本件の場は国会ではないの であるから、エネルギー政策の一環としての 原子力政策の在り方や立法政策の当否を論議 しても余り意味がないし、原子力学会ではな いのであるから、原子力の安全性について専 門的な細部にわたる技術的論争をしても訴訟 関係者には一般に理解不能である。また、い わゆる集会・公開討論会の場ではないから、 原子力行政の在り方を「追求」するのみでは ますます訴訟の論点を不明確にするばかりで あろう。

2. そこで、法の解釈・適用を通して具体的な法的紛争を解決するという裁判所本来の機能に即した審理の在り方を考えていかなければならない。

一例を挙げれば、緊急炉心冷却装置(ECCS)が解析どおりに機能するか否かについて議論が存することは事実である。この議論は、アメリカのいわゆるセミスケールの実験をきっかけになされたものであるが、この問題についての懐疑的な立場は、右の実験装置と実用炉の構造上の差異及びその後の研究の成果を配慮しないことに基づくものであり、その点についての被申立人の従前からの主張は、科学的に正しいものである。しかし、裁判所の本来的な機能から冷静に考えてみるとき、証明に基づくにせよ、疎明に基づくにせよ、上の問題について、通常の民事訴訟で貸金の

事実の有無あるいは交通事故の態様を認定するのと同じように、自らの心証に基づいて判断し結論を示すことを裁判所に求めることが果たして当を得たことであるかどうか、はなはだ疑問であるといわざるを得ない。

高度の専門的技術的事項について裁判所が 判断を求められた場合に関する右のような考 え方に対しては、専門家の鑑定、証言、意見 等を求めることによって、右のような高度の 専門技術的事項についても裁判所は十分に判 断をすることが可能であり、現に裁判所は、 過去においても高度の専門技術的知識に基づ いた判断を要する訴訟(例えば公害に基づく 損害賠償請求訴訟、医療過誤訴訟等)におい て、そのような手法によって困難を克服して きたのであるとの反論が予想されなくはない。 しかしながら、これらの訴訟において問題と なった事項の基本にある科学的現象(例えば、 疾病、身体的障害・異常についての知識)は、 既に一般人の知識としてある程度定着したと いってよい性質のものであるのに反し、本件 訴訟においては、議論の基本にある科学的現 象自体が一般人の理解の限度をはるかに越え ているものといって過言ではない。したがっ て、鑑定、証言、意見等が対立している場合 に、そのいずれを是とすべきかを決すること はもちろん、その内容自体を理解することさ え著しく困難であり、ややもすれば真実が事 の当否を決するのではなく説明の巧拙が正邪 を分かつことにもなりかねず、科学よりも修 辞学が高度に専門技術的事項の科学的な結論 を左右するという結果を生ずる危険さえ否定 し難いのである。ましてこのような事案にお いて、その学問的権威が確定していない「専 門家」の見解・意見をそのままに受け取ると

とがいかに危険なことであるかは、本案訴訟における申立人ら申請の多くの証人の証言状況及び最近提出された生越鑑定人の鑑定書を見ても明らかである。すなわち、これらの証人は、自己の独自の主張を訴えようとするに急な余り、その証言において、多くの点で専門家としての客観的な立場を失っており、また、右の鑑定書は、これを一見すれば明らかなとおり、その内容は、自己の主張を強調するか、反対意見を批判するに終始して客観的な記述はほとんど見られず、あたかも「準備書面」の観を呈しているのである。

3. 裁判所の本質的な機能に関して以上のように述べたことが、本件において裁判所が何もすることができない又は何もすべきでないという趣旨のことを強調しようとするものでないことはもちろんである。裁判所が執行停止の要件の有無について審理し、判断し得ることは今更いうまでもない。そして、裁判所の職責はそこにこそあるのである。

申立人らの主張の基本は、「原子力発電は そもそも危険である」という認識から成り立 っていることは明らかであるが、申立人らが 「原子力発電は危険である」として採り上げ ている問題の基本に在るものは、もしそれが 問題となるならば、それらはひとり本件原子 炉に関する本件訴訟又は本件執行停止申立事 件に固有の問題であるにとどまらず、世界中 のすべての原子力発電及び当面のエネルギー 需要を原子力によりまかなおうと志向するので ある。すなわち、ここで裁判所の注意を十分 に喚起したいのは、申立人らが「本件伊方原 子炉の」という形容句を頭につけている指摘 事項であっても、これらはすべて本件原子

固有の問題を言っているのではないというと とである。申立人らは、本件訴訟を通じて本 件原子炉に関する資料、情報を多く入手し得 たことから、本件原子炉を一つの例にとって 原子力発電一般についての議論を展開してい るのである。このことは、申立人らのこれま での主張、申立人らの提出に係る書証等の証 拠を注意深く見れば、容易に理解し得るとと ろである。との意味において、申立人らは本 件訴訟を一つの「象徴」に仕立て上げようと しているものと見てよいであろう。なお、☆ 地、敷地の地盤の適合性についての問題点は、 当然各原子炉に固有のものも存在するはずで あるが、申立人らの右の点についての主張も また、原子力発電一般が危険であることを前 提としない限り成り立たない議論といってよ いのである。

このように見てくると、申立人らの提起した本件訴訟は、つまるところ、裁判所に対して、原子力発電一般の安全性についての判断を要求するとともに、世界的なエネルギー政策の当否の判断をも求めているに帰するわけであるが、このような要求を行政訴訟という場を借りてしようとすることにそもそも無理があるといわなければならない。

第三 本件執行停止申立てに対する判断の時 期

一 執行停止申立てに対して裁判所がいつその判断をなすべきかについては、何ら法律上の定めはない。したがって、この点は裁判所の裁量にゆだねられている。一般的にいえば、執行停止制度の趣旨・目的に照らし、判断の機が熟した段階のできるだけ早い時期にこれを行うことが望ましいのはいうまでもな

い。しかし、このことは、執行停止申立てに 対する裁判所の判断は、常に本案判決より前 の時点において示されるべきであるというこ とを意味するものでは必ずしもない。すなわ ち、事案によっては、執行停止申立事件の争 点が実質的には本案訴訟のそれと同一である ため、その点に関する審理・判断を本案訴訟 と同じ程度に行う必要があり、執行停止申立 てに対する決定自体が本案判決の「先取り」 の実質を有し、その実際上の効果が本案判決 とほとんど異ならない場合がある。また、そ れと同時に、判断の時期を後にすればするほ ど争われている事柄の状況が明確になって判 断が容易となるような事案もある。このよう な事案においては、執行停止申立事件と本案 訴訟とを併行して審理し、本案訴訟の審理に おける心証を執行停止申立事件に事実上投影 させることによって心証形成を慎重に行い、 また、状況の推移を見極めた上で、本案判決 と同時に決定を下すというのが妥当な訴訟の 進行の仕方である。とのようなやり方が、実 務上しばしば行われていることは周知のとお りである(この点においては、執行停止申立 事件についても、いわゆる「仮処分の本案化」 といわれる現象を見ることができる。)。そ れゆえにこそ、本件の申立人らも、執行停止 の申立てそのものは本件の本案訴訟の提起と 同じころに行っていながら、本案審理に関す る重要な証人調べがほとんど終了した現在に なって、執行停止申立事件に対する裁判所の 判断を一挙に求めようとしているものと見る ことができる。言い換えれば、裁判所におけ るこれまでの本案審理を見れば、それは、同 時に、実質において執行停止申立事件の審理 を行ってきたとも評価し得るものであり、本

件の執行停止申立事件に対する決定が本件の本案判決とその判断を共通にするにふさわしいことが示されているのである。したがって、もし右のような事案において、執行停止の申立てに対する判断は常に本案判決より前になされるべきであるという考えに拘泥するときは、執行手続という仮の救済手続の中において、本案訴訟より深度のはるかに浅い審理によって本案判決以上の努力の「先取り」が行われることになりかねず、かくては制度の趣旨に反すること者しいものがあり、かえって法の所期する正義と公平に反する結果を招来するおそれが十分にあるものといわざるを得ない。

二 本件執行停止申立事件における執行停 止の要件の存否についてまず検討しなければ ならない第一の課題は、しばしば述べるよう に、本件につき「回復の困難な損害を避ける ため緊急の必要があるとき」という要件が存 するか否かであるが、申立人らの上の点につ いての主張に照らせば、上の課題の解明は結 局「本件原子炉が申立人らのいうように危険 なものであるか否か」を明らかにすることに 帰着するのであり、いうまでもなく、この論 点は、本案訴訟における最大のそして最も基 本的・中心的な争点そのものである。したが って、申立人らが本件執行停止申立事件にお いて、裁判所に判断を求めているところと、 本案訴訟において判断を求めているところと は実質的に見て同一と言ってよい。また、本 件申立ては、本件許可処分の効力の停止を求 めているが、申立人らの究極の目的が本件原 子炉の運転を停止させることにあることはい うまでもなく明らかである。そして、本件の 申立てが仮にも認容されることによって生ず

る事態の深刻さ、問題の複雑さに思いを致す ならば、この点について的確な判断を下すた めには、執行停止申立事件においても、本案 訴訟と同じ程度の深さの審理を要するものと 見るべきはけだし当然であろう。すなわち、 一時的な運転停止であっても、その時期、期 間によっては、当該原子炉にとって致命的な 結果となりかねない。したがって、万一本件 執行停止がなされるならば、本案訴訟におけ る本件許可処分が取り消され、判決が確定し たにも等しい実際上の効果を十分生じ得るの である。そして、発生するおそれがあると申 立人らが主張している被害は、いうまでもな く、本件の原子炉設置許可処分それ自体から 当然に生ずるものではなく、設置された原子 炉の運転に関係して原告ら主張のとおりの事 実関係がすべて肯定された場合のことなので あるが、果たしてそのような被害が起こるお それがあるかどうかについては、時間が経過 して本件原子炉の試運転段階の実績が積み重 ねられ、実際の運転管理状況、防災体制の整 備状況等が明らかになるにつれて、判断しや すくなるともいえよう(その運転の過程にお いて仮に問題を生ずるようなことがあるとす れば、その都度それに対応した安全管理上の 措置、行政上の対応がなされることはいうま でもない。)。しかも、本件の本案訴訟は、 証拠調べもほぼ終了し、あとわずかな程度の 審理で結審される見通しである。以上のよう に見ると、本件の審理方式については、正に、 今や仮処分事件でありながらその大部分が本 案訴訟同様の審理方法を採っている労働事件 の審理にその範を見いだすべきものとも言え るのであって、本件の執行停止申立事件は、 本案訴訟に対する判断と同様の慎重さの下に

十分を審理を尽くした上、本案訴訟に対する 判断を示すのと併せて、これと同時に判断及 び結論を示すことが適切と考えられるのであ る。

第四 本件執行停止申立ての適法性について

一 発電用原子炉には、原子力施設として の面と電気工作物としての面との二つの面が あり、法の規制もとの二つの流れに沿って行 われている。すなわち、原子力施設としての 面は原子炉等規制法に基づく内閣総理大臣の 規制を受け、電気工作物としての面は電気事 業法に基づく通商産業大臣の規制を受ける。 発電用原子炉の本来的機能はいうまでもなく 発電にあるから、原子炉等規制法による規制 は原子力施設固有の事項に限られ、それ以外 の、電気工作物の問題として取り扱うのが規 制上便宜であると考えられる多くの事項につ いては電気事業法によって規制される(原子 炉等規制法七三条参照)こととなっている。 すなわち、原子力施設固有の問題であっても、 これらがすべて原子炉設置許可処分の際に判 断されるのではなく、細部にわたる具体的な いし実際上の技術的事項については、後続す る原子炉施設に関する設計及び工事の方法に ついての認可(原子炉等規制法二七条、発電 用原子炉については電気事業法四一条の工事 計画の認可)、原子炉施設の工事及び性能に ついて使用前検査(原子炉等規制法二八条、 発電用原子炉については電気事業法四三条の 電気工作物の工事の使用前検査)などの一連 の規制手段が存するのである。

二 ところで、行政事件訴訟法二五条二項 ただし書きは「処分の効力の停止は、処分の 執行又は手続の続行の停止によって目的を達 することができる場合には、することができ ない。」としているが、この規定は、執行停止を、できるだけ明確に、かつ、それぞれの 具体的場合に応じ、その保全の目的に必要な 限度にとどめるため、停止の効果の最も広範 に及ぶ処分の効力の停止を一定の条件の下に 制限しようとする趣旨である。

ところで、申立人らの本件において主張す る被害がすべて原子炉の運転に関するもので あることは明らかである。本件原子炉が運転 開始に至るまでには、本件許可処分を受けた 後、さきに述べた一連の規制手続を経なけれ ばならない。例えば、本件原子炉が運転を開 始し得る法的状態になるのは、直接には電気 事業法四三条(原子炉等規制法二八条に相当 する。同法七三条参照)に基づく使用前検査 の合格によってである。したがって、仮に、 申立人らが主張するように、原子炉の運転に 伴い現実に被害の発生するおそれがある場合 を仮定しても、端的に、右に述べた後続する 一連の規制手続の中の各行為に関して執行の 停止を求めることは、格別、直接本件許可処 分の停止を求めることはできないものという べきこととなろう。

第五 「回復の困難な損害」の不発生について

本件申立人らに対して「回復の困難な 損害」が発生するようなことはない。

一 はじめに

1. 申立人らが何をもって「回復の困難な損害」ととらえているかは、申立人らの主張がそもそも放射線あるいは放射性物質一般の危険性をばく然と述べるにすぎないなど極めて抽象的、仮定的なものである上、「効力停止決定申立書」における主張と「申立理由

補充書」における主張との脈絡が十分ついていないため、必ずしも明確ではないが、右補充書によれば、同書中において強調されている次の六点、すなわち①平常運転時の放射性物質放出による放射線障害及び平常運転時の「事故」による危険、②炉心溶融事故による被害、③原子炉の破滅的な事故をひき起こすような大地震発生の危険、④テロ行為等による人為的な危険、⑤温排水による被害、⑥平常運転時及び事故時における放射性物質放出による農水産物の汚染並びにその危険性の存在による商品価値の下落が、申立人らの主張に係る「回復の困難な損害」であると一応考えられる。

これらの点に関する申立人らの主張を見ると、直ちに次の三点に気が付く。第一に、申立人らの主張は、そもそも原子力発電一般が危険であることを基本的な前提として成り立っており、本件原子炉固有の事項については見るべき主張が何一つないことである。第二に、そのため、主張が極めて抽象的、仮定的であるということである。そして、第三に、温排水の被害等本件許可処分と直接関係がないというべき事柄が取り上げられているということである。以上の三点は、本件申立てについて判断する際に特に念頭に置くべき重要な点であるので、次に少し詳しく述べることとする。

2. 申立人らの主張する前記①、②、④、⑤の問題は、本件原子炉固有の事項には全く関係のない、現在の世界中の原子炉一般に共通の事項に関するものであることは、その主張に照らして明らかである。そして、残りの③、⑥の問題も、多かれ少なかれ原子炉一般に共通のものである上、上①、②、④、⑤の

問題と密接に関連しているものである。とうして見ると、申立人らの「回復の困難な損害」の発生についての主張は、再三述べるように、原子力発電一般がそもそも危険(あるいは有害)であることを基本的な前提とするものと言わざるを得ない。

「回復の困難な損害」についてこのような構成の仕方が、本案訴訟における申立人らの基本的・中心的主張である「本件原子炉は危険である」とする主張の構成と全く同一に帰することは、申立人らの本件執行停止申立事件における主張と本案訴訟における主張とを対照して見れば明らかである。とのことは、申立人らの「申立理由補充書」に「本案において主張立証したとおりである」との記載が随所に見られること、証拠説明書において本案における立証を疎明として援用していることに如実に示されている。申立人らの「回復の困難な損害」についての構成が上のようなものであることの認識は、次の二点との関連において特に重要である。

第一に、本件執行停止申立事件における基本的争点は、本案訴訟におけるそれと実質的に同一であるということである。したがって、本件執行停止申立事件における審理は、既に再三強調しているように、十分慎重に行われる必要がある。執行停止申立てに対する判断は疎明に基づいて行われるが、このことは、本件における執行停止の要件の存否についての審理が簡略であってよいということを意味するものでは決してないのである。

第二に、申立人らの基本的主張が原子力発電一般に関するものであるから、これに対する被申立人の反論も、原子力発電に関する一般的記述を基本とするものとならざるを得な

いということである。なお、申立人らが「本件伊方原子炉の」問題点として指摘するところも、既に述べたとおり、本件訴訟を通じて入手した資料・情報に基づき、本件原子炉を一つの例にとって原子力発電一般の危険性を訴えようとするものであることに留意すべきである。

また、申立人らは、本件原子炉敷地付近における大地震による事故の発生をまず強調する。との主張がそれ自体はなはだ非科学的なものであるととは後に詳述するが、そればかりでなく、右の申立人らの主張においては、①いかなる規模・態様の地震発生によって、②いかなる損傷を本件原子炉が受け、③いかなる事故が発生するのかという点についても、何ら具体的かつ合理的な説明がなされておらず、結局、右主張は、「原子力発電はそもそも危険である。」というばく然とした認識に基づく抽象的記述の域を少しも脱してはいないのである。

3. 申立人らの主張が上のように一般的記述を基調としているということは、必然的にその主張を抽象的なものとしている。また、本件原子炉が危険であるとする具体的根拠は何ら説明されていないのであるから、その危険性を強調しようとする意図をもつ主張は、必然的に極めて仮定的なものとならざるを得ない。申立人らは、「死の灰」、「重大な放射線障害を惹き起こす毒性」、「発ガンのおそれ」、「破滅的大事故」、「到底回復不可能な損害」など、あたかも本件原子炉が危険であるかのような印象を与える効果をねらった用語を種々用いているが、これらの言葉は、いずれも何ら実体のない空虚な言葉をら列したにすぎない、いわば「言葉のトリック」と

もいうべきものであり、このことは、上のよ うな各現象に至る過程、特にそれらと本件原 子炉との結びつきにおいて何ら具体的な根拠 が説明されていないことからも明らかである。 申立人らの主張・疎明を少しでも注意して見 れば、申立人らの主張する被害発生とは、い ずれも「もし何々すれば」とか「もし何々し たら」といった仮定が幾重にも積み重ねられ た上での推論を示すものであることが容易に 理解できる。しかも、申立人らの主張は、上 のような仮定を示す記述自体をも省略して、 結論として主張する被害を直接本件原子炉の 運転に結びつけたような形になっているので ある。上の点を示す最もよい例の一つは、炉 心溶融事故についての主張である。そもそも 規模の大小を問わず炉心溶融事故が起とると することそれ自体が、①極めて堅ろうたステ ンレス鋼製の一次冷却系配管が、②瞬時に破 断し、同時に③外部電源が喪失し、更に④非 常用電源が使用できず、しかも5多重性をも った非常用炉心冷却装置(EССS)の全部 が作動しないという、現実にはあり得ないと いうべき仮定を幾重にも積み重ねない以上到 達し得ない結論なのであるが、申立人らの 「申立理由補充書」における右の事故につい ての主張は、まずある日突然に炉心溶融が起 とったという無理な仮定を行い、この無理な 仮定をそれが事実であるように主張した上、 更にこの炉心溶融が①全炉心溶融である旨極 限的に仮定を拡大し、次に、②圧力容器溶融 貫通が起とり、③格納容器スプレイ系が働か ないため格納容器の冷却ができず、④格納容 器が破裂するという、多くの仮定を積み重ね ているのである。とのような仮定に基づく議 論は、科学的・合理的根拠を有しない単なる

危ぐの類といって過言ではない。

- 4. また、申立人らの主張する温排水による被害、本件原子炉の運転に伴う心理的影響による付近の農水産物の商品価値の下落は、本件許可処分の効力の停止を求める上での「回復の困難な損害」として構成することのできないものであるが、この点については後に詳述する。
- 5. 以上のように、本件において「回復の困難な損害」が発生する、あるいはそのおそれがあるか否かを審理することは、結局、実質的に本件原子炉の安全性について審理することに帰するといい得るのであるが、この審理は、別に述べたように、裁判所が自己の判断に基づいて明確な結論を示すことが著しく困難な極めて高度の技術的専門的事項に係るものにほかならないのである。

そとで、まず次項において、申立人らが主 張する危険の基というべき放射性物質の放出 管理が、本件原子炉において極めて厳重に行 われる仕組みになっており、本件原子炉の安 全性の確保が完全であることを、続いて、上 のような仕組みを基礎としてそれに加えて各 種の事故防止措置・対策が採られており、申 立人らの主張するような事故は絶対に起こり 得ないものであることを、それぞれ平易に説 明する。これらの仕組み及び措置・対策は、 いうまでもなく、本件原子炉特有のものでは なく、他の原子炉―般に共通のものであるの で、上の説明は一般的記述の色彩を帯びると とになる。そして、本件原子炉は他の加圧水 型原子炉と特段構造の異なるところはないか ら、非専門家が本件原子炉の安全性について 最も簡易に推測し得る方法は、本件原子炉と 同型の原子炉の場合を中心に、過去における

発電用原子炉の運転実績、特に事故例の状況 を知ることである。このような認識に基づい て、第四項において、これまでの発電用原子 炉における故障ないしは事故の態様及びその 際の放射性物質放出の状況を示す。第五項に おいては、申立人らの強調する大地震の発生 の危険性についての問題点を取り上げて、本 件原子炉の立地条件の適合性を明らかにする。 第六項においては、本件原子炉の運転に伴う 農水産物への影響及び温排水による影響につ いての申立人らの主張に対して反論する。更 に、本件原子炉については、昭和五二年一月 二九日臨界に達した後、各種試験の実施がす べて順調に行われているが、このことは、本 件原子炉が設計どおり安全に建設されており、 今後安全に運転され得ることを裏付ける重要 な事情と考えられるので、第七項においてそ の状況を説明する。

- 二 本件原子炉の平常運転時の安全性
- 1. 本件原子炉における放射性物質の放 出管理
- (一) 本件原子炉において、核分裂によって原子炉内で生成される放射性物質は、次に述べるように、何重もの壁によってほぼ九九・九九パーセント原子炉施設内に閉じ込められる。
- (1) まず、核分裂に伴って生成する 放射性物質は、小型の円柱状の燃料ベレット (ウラン燃料を磁器状に焼き固めて放射性物 質が遊離しにくいようにしているもの。)の 中に保持される。とれが第一の壁である。
- (2) 右磁器状に焼き固められた燃料ベレットは、延性に富み、耐食性に優れたジルコニウム合金製の細長い丈夫な被覆管の中に収められ、完全に密封される。これが第二

の壁である。

- (3) 上のような配慮にもかかわらず、一次冷却水中にわずかに含まれている不純物が中性子の照射を受けることによって生じた放射性物質や、万一燃料被覆管に微細な穴が生じたような場合に、上の穴から一次冷却水中に漏洩した放射性物質は、いずれも一次冷却系(原子炉圧力容器、蒸気発生器、一次冷却材ポンプ及びとれらを連結する配管より成る閉回路であって、原子炉冷却材圧力バウンダリとも言われる。)内に保持され、一次冷却系を循環する過程において、浄化装置(化学体積制御設備)により、一次冷却水から分離抽出される。これが第三の壁である。
- (4) 更に、右一次冷却系は、厚さ三・五センチメートルの鋼鉄製の格納容器に収納され、その周りは、厚さ八○センチメートルのコンクリート壁によって囲まれる。これが第四の壁である。したがって、一次冷却系のバルブ等から漏れ出たごくわずかの放射性物質についても、この壁にさえぎられ、直接外部へ放出されることはない。
- (ゴ) 次に、浄化装置によって一次冷却 系から分離抽出された放射性物質及び格納容 器内で捕そくした放射性物質については、次 に述べるとおり、気体及び液体のそれぞれの 性状に応じて適切な処理がされる。
- (1) 気体状の放射性物質については、その大部分をガス減衰タンクに集め、ここで放射能を十分に減衰(気体状の放射性物質のうち半減期の短いものは、三○日ないし四五日を経過することによって、放射性物質濃度がほとんど検出できない程度に減衰する。)し、また、ガス減衰タンクに導き得なかったものは、フィルタを通して浄化した後、それ

ぞれ放射線モニタによってその安全性を十分 確認しながら排気筒から大気中に放出する。

- (2) 液体状の放射性物質は、洗濯排水等放射性物質濃度の極めて低いものについては、いったんタンクに入れてサンブリングし、放射性物質濃度が十分低いことを確認した上、放射線モニタによって安全性を十分確認しながら復水器冷却用海水で混合希釈して放水口から外部に排出するが、その他の液体状のものについては、貯留タンク等で放射能を十分に減衰した後、水分を取り除いて濃縮した上、放射性物質が浸出しないようドラム低に詰め、セメントで固めて施設内に厳重に保管する。
- 2. 本件原子炉から放出される放射性物質による被曝線量
- (一) 本件原子炉内で生成する放射性物質については、前述のとおり、その大部分は、何重もの壁によって原子炉施設内に閉じ込め、適切な処理をした上、施設内に厳重に保管するのであるが、外部に放出することとなる極めて少量の放射性物質も、放射線モニタ等によってその安全性を十分に確認しながら放出するため、右放出放射性物質による周辺監視区域(原子炉の設置、運転等に関する規則一条及び七条参照)外における被曝線量は、現実的には皆無といっても過言ではない程度の極微量にすぎない。

なお、安全審査に当たっては、外部に放出 されることとなる気体及び液体の放射性物質 について、それぞれ次のような厳しい条件の 下に被曝線量を評価している。

(1) 気体廃棄物による被曝評価については、本件原子炉に装荷されている全燃料棒の一パーセント(約二〇〇本に相当する。)

の燃料被覆管に微細な穴があいたままの状態 で運転を継続すると仮定した上、更に、放出 条件や気象条件についても厳しい条件を仮定 して評価しても、周辺監視区域外における最 大被曝線量は年間約〇・〇〇六レムにすぎ ない。

(2) 液体廃棄物による被曝評価については、トリチウム以外のものについては年間約一キュリー、トリチウムについては年間五〇〇キュリーを放水口から放出するものと仮定した上(実際には、それほど大きな値の量を放出することはない。)、更に、食物連鎖等についても厳しい条件を仮定して評価しても、年間約〇・〇〇〇一レムにすぎない。

□ 以上のとおり、本件原子炉の平常 運転に伴って放出される気体及び液体廃棄物による被曝線量は、種々の厳しい条件を仮定しても、それぞれ年間約○・○○六レム及び○・○○○一レムと極めて小さなものであって、原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件(昭和三五年科学技術庁告示二一号)で定められている許容被曝線量年間○・五レムを著しく大幅に下回ることはもちろんのこと、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について(昭和五○年五月一三日原子力委員会指針)で定められている線量目標値年間○・○○五レムをも大幅に下回るのである。

しかも我が国のとれまでの軽水型原子炉における気体廃棄物及び液体廃棄物のそれぞれの放出実績から見ると、本件原子炉の平常運転に伴って実際に放出されるであろう放射性物質による被曝線量は、右に述べた安全審査に際して評価された被曝線量よりもはるかに

低いものとなることが確実である。

(三) なお、本件原子炉の運転に伴って 放出される放射性物質によるようなごく低線 量の放射線による被曝に関し、申立人らは、 それが生物に与える影響がいまだ十分判明し ていない旨主張するので、この点について付 言する。

低線量の放射線被曝が生物に与える影響に ついての純学問的な議論はともかくとして、 我々人類は、地球上に誕生して以来、常に本 件原子炉から放出される放射性物質による被 曝線量以上の自然放射線を受け続けてきた。 自然放射線による被曝線量は、日本において も、東日本で年間○・○五ないし○・○九レ ム、西日本で年間○・○六ないし○・──レ ムと、東日本と西日本との間には年間○・○ 一ないし○・○二レム程度の差が認められ、 また、本件原子炉が設置されている愛媛県に ついて見ても、伊方町近傍の大洲市では年間 約○・○七レム、松山市の道後においては年 間約○・一三レムと、実に約○・○六レムの 差が認められるのである。しかしながら、と れら自然放射線による被曝線量の異なる地域 相互の比較をしてみても、放射線被曝によっ て生ずるとされる白血病を初めとするガンそ の他の障害や遺伝的障害の発生率には、統計 学上有意な差があるという結果は全く得られ ていない。いわんや、本件原子炉の平常運転 に伴って放出される放射性物質による被曝線 量年間○・○○○六レムは、右に述べた自然 放射線による被曝線量の地域による差よりも はるかに低いものであるから、このことのみ によっても、本件原子炉の周辺公衆に白血病 を初めとするガンその他の障害や遺伝的障害 を与えるおそれは全くないと考えられるので

ある。

三 本件原子炉における事故発生の非現実性

1. 本件原子炉における異常の発生の防止策

本件原子炉については、運転に際し、 異常状態の発生を未然に防止するため、次の ような配慮がなされている。

まず、原子炉施設のうち安全上重要な設備は、常にその機能を高い信頼性の下に維持するため、設計に際してはそれぞれ所要の安全余裕をもたせるとともに、使用中もその健全性を確認し得る構造としている。また、原子炉については、その安全運転の継続を確保するため、圧力、温度等について自動調整機能をもたせるととしている。更に、安全上重要な計測制御装置については、誤動作、誤操作による異常の発生を防止するため、複数の信号・行為によって計測制御が行われたり、安全サイドに働く「フェイルセイフ」の考え方が採用されたものとなっている。

2. 本件原子炉における異常の拡大及び 事故への発展の防止策

本件原子炉は、前記1.のような配慮にもかかわらず運転中に何らかの異常な状態が発生したものと仮定し、この場合でもその異常な状態が拡大したり、更には事故につながることを未然に確実に防止するため、原子炉核計測装置や放射線モニタ等を設けることによって異常な状態の発生を早期に検知するとともに、必要な場合には全制御棒を自動的に原子炉にそう入して原子炉を緊急停止し得るような機能や、ボロン溶液を急速に注入するための装置を備えている。更には、万一の事故の場合にも放射性物質の外部への放出を

防止するため、ECCS,格納施設、格納容器スプレイ等の安全防護施設を設けている。

3. 以上の説明によっても容易に理解し得るように、申立人らの言う「炉心溶融事故」なるものそのものが、現実にはあり得ないような仮定を幾重にも積み重ねた非現実的なものなのである。そして、申立人らの右事故による被害についての主張が更にその上数個の仮定を積み重ねた上での推論であることは、既に述べたとおりである。

4(一) なお申立人らは、原子炉の運転を含む核燃料サイクルの過程における人為的な危険、すなわち、サボタージュ、窃盗、テロ行為等により放射性物質が外界に漏れ、あるいは持ち出される危険がある旨主張する。かかる主張が、本件許可処分あるいは「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」という要件と一体どういう関係にあるのか理解し難いところであるが、この点はともかく、本件原子炉においては、かかる危険をも未然に防止するため、次のとおり何重もの監視体制が採られていることを、念のために付言する。

まず、第一に、本件原子炉の周辺監視区域 境界には、いわゆる忍び返しを備えた高さ二 メートルのフェンスを張り巡らせて一般人の 立入りを制限するとともに、右周辺監視区域 への出入口には守衛所を設け、右周辺監視区 域への出入りを昼夜を問わず監視している。

第二に、原子炉格納容器、補助建家、タービン建家等への出入口は、タービン建家の出入口では、右出入口には監視所を設けて絶えずガードマンによる監視を続けている。

第三に、右原子炉格納容器や補助建家等の中でも放射性物質による危険性のある管理区域(原子炉の設置、運転等に関する規則一条及び七条参照)の出入口は、これを一箇所とするとともに、右出入口には出入管理室を設け、右管理区域からの退出に際しては常に放射線モニタによる測定等を行って、放射性物質の管理区域外への持出しを厳重に監視している。

第四に、右管理区域の中でも特に放射性物質を保管する倉庫については、平素は常に施錠し、右倉庫への立入りに際しては常に主管責任者の立会いを要することとしている。

(ゴ) また、自然災害からの防護策については、大地震発生の危険性についての問題点との関連において、項を改め第五項で詳しく述べることとする。

四 発電用原子炉における事故例について

1. 基本的に現在のような構造・機能を 有する発電用原子炉が実用化された昭和二九 年ごろから現在まで、世界中で一七九基の発 電用原子炉が設置されたが、このうちいわゆ る軽水炉は――二基であり、更に、そのうち 本件原子炉と基本的に同型の加圧水型原子炉 は六六基である。これらの発電用原子炉の昭 和四八年までの運転実績は九八二炉年(昭和 四八年末までに運転された発電用原子炉の運 転年数を合計したもの)を数えており、その 間においても、またその後今日までの間にお いても、運転中に発生した故障ないし事故の うち周辺環境に放射性物質の放出をもたらし たものの数はごくわずかしかなく、しかも、 そのような故障ないし事故の場合であっても その放出量は無視し得るほど極めてわずかな ものであって、周辺環境に影響をもたらすに は程速いものばかりである。そして、周辺公 衆に放射線障害を与えるような事故は、いう までもなく、これまでにただの一度も起こっ ていない。

2. なお、原子炉の発達の初期の段階において、軽からざる事故が一、二発生しているが、そのような事故を起こした原子炉はいずれも特殊な目的の下に建設されたブルトニウム生産炉(ウィンズケール原子炉)である。今日の発電用原子炉では、何重もの防護策が講ぜられ、何らかの異常が起こっても事故に至るはるか事前の段階で防止されるようになっているのに比べると、右のウィンズケール原子炉やSL — 1原子炉においては何ら安全策が講ぜられていなかったに等しいといえるのであるから、これらの原子炉における事故例をもって今日の発電用原子炉の安全性をうんぬんすること自体全くの誤りである。

以上によって明らかなように、現在の原子力発電所では、たとえ異常な状態が生じたとしても、あらかじめ用意された種々の安全対策が効を奏しているのであるが、このことからも、本件原子炉においても、仮に事故が起こったとしてもそのために周辺環境に放射性物質を放出することはなく、また、百歩譲って周辺環境に放射性物質を放出したとしても、その量はごくわずかであって、周辺環境に影響を及ぼすことはあり得ないことが十分理解できよう。

五 本件原子炉の立地及び敷地の適合性

1. 万一の事故に備えての立地条件

本件原子炉の立地条件は、現地には、 起こるとは考えられない万一の事故を想定し た場合においてさえも、公衆の安全を十分に

確保し得るものであることが確認されている。 すなわち、原子炉の立地条件としては、第 一に、原子炉の周囲は原子炉からある距離の 範囲は非居住区域であるとと、第二に、原子 炉からある距離の範囲内であって、非居住区 域の外側の地帯は低人口地帯であること、第 三に、原子炉敷地は人口密集地帯からある距 離だけ離れていることが必要とされている (原子炉立地審査指針およびその適用に関す る判断のめやすについて(昭和三九年五月二 七日原子力委員会決定。以下「立地審査指針」 という。)参照)が、本件原子炉の敷地は、 右人口密集地帯から遠く離れていることはも ちろんのこと、右非居住区域であるべき地域 も、低人口地帯であるべき地域も、いずれも 敷地境界内に含まれている。

したがって、本件原子炉については、その 立地条件からして、現実に起こるとは考えら れない仮定の事故を仮に想定してみても、周 辺公衆に放射線障害を与えるおそれがあると は全く考えられないのである。

2. 大地震発生の危険性の不存在

本件原子炉の主要施設を設置する場所の地盤は、新鮮かつ堅硬な塊状に近い緑色片岩であって、施設を支持するに十分な地耐力を有し、地震等による地盤破壊や不等沈下を起こすおそれのない場所が選ばれているとともに、本件原子炉の主要施設は、それに対して与える影響から考えて、将来起こると予想される最大規模の地震である、震源地が敷地近傍で、マグニチュード七、深さおよそ四〇キロメートルの地震、震源地が敷地北方約八〇キロメートルの安芸離で、マグニチュード七・一、深さおよそ三〇キロメートルの地震及び敷地南方約一五〇キロメートルの日向

離で、マグニチュード七・五、深さおよそ三 ○キロメートルの地震のいずれに対しても十 分余裕のある耐震設計が講ぜられている。

申立人らは、本件原子炉の設置場所は、地 **慶帯が通過する地域であり、過去の地震歴か** ら考えても、例えば河角マップの二○○年期 待値では三○○ガルの地震動が、後藤マップ の七五年期待値では二〇〇ガルの地震動が、 それぞれ期待される旨主張する。しかしなが ら、右河角マップ及び河角マップの最大地震 動加速度の確率分布を修正した後藤マップに おける最大地震動加速度の期待値は、東京大 学構内の地盤(岩盤ではない普通の堆積層) を基準とした標準的な地盤上の最大加速度で あって、それらの値は、本件原子炉設置場所 の基礎地盤のような岩盤と比べると、二倍な いし三倍程度大きいとされており、河角マッ プにおける二〇〇年期待値三〇〇ガルは本件 原子炉設置場所の基礎地盤においては一〇〇 ないし一五○ガルに、また、後藤マップにお ける七五年期待値二〇〇ガルは六七ないし一 ○○ガルに、それぞれ相当するにすぎない。

したがって、設計加速度として二〇)ガルを採用している本件原子炉の耐震設計は、右河角マップ及び後藤マップにおける最大加速 度期待値を設計加速度値として耐震設計を講ずるよりもはるかに余裕のあるものとなっているのである。

また、申立人らは、本件原子炉敷地近傍の伊予灘・安芸灘地域では五二年周期でマクニチュード七級の地震が周期的に起こっているとする檀原説によれば、同地域では明治三八年(一九〇五年)の地震以来既に七二年間大地震が発生していないから右周期から考えて、大地震の発生が差し迫っている旨主張する。

しかしながら、仮に右の周期性にのみ注目す るなら、明治三八年(一九〇五年)の芸予地 震(マグニチュード七・一)以後、その周期 に当たる昭和四三年(一九六八年)に宇和島 沖地震(マグニチュード六・六)が起とって いるので、少なくとも本件原子炉の耐用年数 (発電用原子炉の耐用年数は三○年といわれ ている。)中には右周期にのった地震が起と る可能性もないことになるし、しかも、右伊 予難・安芸難地域は「特定観測地域」として 絶えず種々の観測が続けられているので、何 らかの異常が観測された場合には「観測強化 地域」として、またその異常が大地震の発生 と関連のあるものと判断された場合には「観 測集中地域」となるはずであるにもかかわら ず、そのような事実は全くなく、大地震発生 が差し迫っていることなどあり得ないのであ るる地震予知連絡会は、地震予測を効率的に 行う方策として、まず歴史時代に大地震を経 験した地域や東京等の重要地域を「特定観測 地域」として指定し、この特定観測地域の観 測により異常が発見された場合等に観測を強 化する地域を「観測強化地域」、更には観測 の強化によって異常が確認され、それが大地 震と関連あると判断された場合にあらゆる種 類の観測を集中させる地域を「観測集中地域」 としている。)。

なお、申立人らは、本件原子炉の敷地沖合を通ると推定される中央構造線に起因して、マグニチュード八ないし八・五程度の超巨大地震が起こると主張するが、日本歴史始まって以来、中央構造線に起因したいかなる地震も起こったという証拠はなく、申立人らの主張は何百万年もの地質的な歴史経過を現在の数十年に接縮した空想にすぎないものといえ

よう。

六 本件原子炉の運転による農水産物に対 する影響及び温排水の影響

1. 以上述べてきたところから明らかなように、本件原子炉の平常運転に伴って放出される放射性物質による被曝線量は皆無といっても過言ではなく、また、異常や故障が発生したとしても事故に至るはるか事前の段階で防止され、仮に、事故が起こりそのために周辺環境に放射性物質を放出することがあったとしても、その及ぼす影響は極めてわずかであるから、直接農水産物に影響が及ぶようなことはない。

また、申立人らが言うように、本件原子炉 の運転という事実自体からの農水産物の商品 価値への影響というものが仮に考えられると しても、そのような損害は、本件原子炉の安 全性の問題とは全く無関係な極めて心理的、 主観的な原因に基づくものであって、執行停 止による保護に値する「回復の困難な損害」 とは到底言い難い。しかも、四国電力株式会 社(以下「四国電力」という。)は、昭和五 一年三月三一日、同社と愛媛県及び伊方町と の間で締結した安全協定において、本件原子 炉から放出される放射性物質の量が過大に報 道されるなどして農水産物の経済的価値が低 下したような場合においてさえも、同社は、 誠意をもってその処理に当たる旨協定してい るので、申立人らは、本件原子炉の運転に関 する上のような損害についてさえも、それを 避け得るようになっているのである。

2. また、申立人らは、本件原子炉の排出する温排水が周辺の漁業に壊滅的打撃を与える旨主張するが、しかし、そもそもいわゆる温排水は、通常の火力発電所の発電装置か

らも排出されることから分かるように、原子 力の利用に伴う特有の事象ではないから、温 排水が排出されること自体から仮に原告らの いうような影響が生ずる可能性があるとして も、その影響は原子炉等規制法二四条一項四 号に掲げる許可基準とは無関係のものである。 ちなみに、温排水については、「水質の汚濁」 として、公害の一態性に該当し(公害対策基 本法二条一項)、水質汚濁防止法によりその 具体的な規制がなされるところであり、また、 発電所から排出される温排水の影響は、電気 事業法による通商産業大臣の電気工作物変更 許可(同法八条)に当たって審査されること となっている。

したがって、温排水の問題は、本件許可処分とは直接関係がないというべきであるから、その影響を理由として本件許可処分の効力の停止を求めることはできないといわなければならない。

しかも、四国電力は、温排水の拡散につい てもできるだけその範囲を小さくするよう、 馬蹄型の透過堤による水中放流方式を採り入 れている。すなわち、この方式によれば、本 件原子炉から排出される温排水は、まず、上 透過堤内部のプールに放流し、ことで他の導 水路から導いた海水と混合することによって 温度の低減を図り、そして、更に、環境への 放流に際しては、右透過堤の底部(水深約八 メートル)に開けられた八つの放水孔から水 水中放流することによって放流後の混合・拡 散を促進する結果、海域表面における温度が 摂氏二度以上上昇する範囲は極めて狭い範囲 に限られ、また、摂氏一度以上上昇する範囲 も格段に縮小されており、漁業への悪影響は ないものと考えられる。

七本件原子炉の臨界後の状況

本件原子炉は、全設備及び全システムの機能試験を経た後、昨年一二月一八日には燃料の装荷を完了し、更に各種安全系統の試験等を繰り返した後、本年一月二九日には、核分裂連鎖反応がある一定の割合で継続するいわゆる臨界に達した。

その後、出力分布測定試験、制御棒の制御能力を調べる試験、放射線を実測する試験等を繰り返し行ったが、その結果本件原子炉は機能的にすべて所期の性能を有していることが確認されたため、二月四日からは原子炉の出力を徐々に上げるとともに蒸気を発生させてタービン・発電機を回転させ、一七日からは二〇パーセントの出力で、二七日からは三五パーセントの出力で、それぞれ各種試験を行っている。

そして、今後は、更に出力を上げるととも に、各段階ごとに原子炉が安定した状態で自 動制御されるかどうかを確認する試験や放射 線レベルの測定試験等を繰り返し行ってゆく 予定である。

第六 公共の福祉に対する重大な影響について

本件申立てによって本件許可処分の効 力を停止することは、「公共の福祉に重大な 影響を及ぼすおそれ」がある。

一 はじめに

1. 我が国の経済的な発展には目覚ましいものがあり、国民生活の質的、量的な水準はとみに高まってきており、更に、全体としてより幅の広い内容の充実した豊かな国民生活を実現し、国民一人一人の真の福祉を達成する方向に向かって新たな前進をしようとし

ている。このように国民生活が質量ともに充 実し、更に将来に向かって発展しようとする 場合、それに必要なエネルギーを確保するこ とはそのための不可欠な前提条件である。

ところで、周知のとおり、エネルギー源たるいわゆる化石燃料(石炭、石油等)の世界的な確保難からエネルギー危機が叫ばれており、このため、新しいエネルギー源として世界各国は、先進国であると否とにかかわりなく、こぞって原子力への依存を高める方向にある。

我が国の場合、エネルギー全体に占める電 力の比率は現在約三分の一程度であり、今後、 産業需要については省資源、省エネルギー型 産業構造への転換が進められてゆくにしても、 国民生活の高度化に伴い、将来とも電力の需 要は年々伸びてゆくものと考えられる。この 将来における電力需要にとたえるために必要 な全発電設備容量は、昭和五一年三月が九九 七〇万キロワットであるのに対し、昭和五五 年度には一億三七○○万キロワット、昭和六 ○年度には一億九一○○万キロワットをそれ ぞれ必要とするに至るものと考えられている。 従来、電力の供給は、水力発電及び火力発電 に頼ってきたのであるが、水力発電について は、今後開発の余地が余りなく、一方、火力 発電については、使用する化石燃料の確保が 前述のように世界的に困難となる見通しであ るのに加えて、大気汚染問題等もあり、将来 の電源としては大きく期待することはできな 50

このような事情から、燃料の確保と備蓄と が比較的容易であり、また、さきゆき一層少量の燃料で多量のエネルギーを取り出すこと も可能となる原子力発電への依存を高めざる を得ないのである。

- 2. 電力は、他のエネルギー利用の形態 に比し、極めて利用方法が容易で、その利用 範囲が広いとともに、安全性も高いため、電 燈用、暖冷房用、廚房用をはじめ、交通輸送 用、医療用、娯楽用に至るまで、日常生活に 欠くことができないエネルギーとして、今日 では空気や水と同じようにいつでも自由に使 えることが当然であると考えられ、電力のな い国民生活は想像することさえもできなくな っている。したがって、万一、電力の供給が なおざりにされれば、日常生活に必要不可欠 な家庭用電化機器。照明器具等の使用及びガ ス・水道の供給がいずれも停止されるととも に、交通機関・医療施設・報道・通信機関の 機能も麻ひして社会的不安を招来することは もちろんのこと、更には、電力使用がその生 産に必要不可欠な鉄鋼・紙パルプ・アルミニ ウム等国の基幹産業もその活動を停止せざる を得ず、ひいては国民経済をも破壊すること になり、公共の福祉に計り知れない影響を及 ぼすこととなる。
- 3. 電気事業法は、電力が国民生活及び 国民経済に占める重要性にかんがみ、電気事業を通商産業大臣の許可に係らしめることな どによって、電気事業の運営を適正かつ合理 的なものとし、電力使用者の利益を保護して いる(同法一条)。このため、四国電力その 他の一般電気事業者は、事実上、一定の供給 区域における独占的地位を保障されている (同法五条三号、私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律二一条参照)反面、そ の事業の有する高度の公益的見地から、正当 な理由がない限りその供給区域における一般 の需要に応ずる電気の供給を拒み得ないもの

とする公法上の義務を課されている(同法一八条一項、一一七条、なお一八条三項参照) のみならず、法冷で定める一定の良質の電気 を恒常的に供給しなければならない(同法二 六条)ものとされているのである。

二 電力の供給力の確保について

1. 電力需要の想定について

(一) 電力の国民生活・国民経済に占める役割がますます高まっている現状にかんがみ、国民生活の一層の向上と国民経済の円滑な発展のためには、電力の動向を定期的に調査し、日本全体の電力需要想定値を明確にすることが是非とも必要であるが、現在この想定作業は日本電力調査委員会(以下「EI」という。)において行われている。

このEIは、いわゆる九電力会社、電源開発株式会社等で構成されており、参与として通商産業省、経済企画庁等が参画して、昭和二七年一一月に設立されて以来今日まで継続的に電力需要の想定作業を行っている。EIでは、電力需要の実績、経済見通し、主要物質の生産予測、人口の増減・移動予測、電気機器の普及率の予測等の諸要因を基として、将来五年間の電力需要(年間需要電力量及び年最大電力)を想定し、これを毎年公表している。

(二) EIの電力需要想定値は、我が国における最も権威あるものとして、電源開発地点の決定機関である電源開発調整審議会における審議や電気事業者が当該年度の開始前に通商産業省に提出を義務づけられている電力施設計画の作成(電気事業法二九条一項)等に際して電力の需給バランスの基礎となるのをはじめ、国の公的な経済計画、政府・民間で随時行われるエネルギーに関する各種長

期計画(例えば、通商産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会など)の参考とされるとともに、各電力会社が毎年作成する電力長期計画における需要想定値として使用されている。

2. 電力需要と必要供給力との関係について

(一) 電力は、生産と消費とが同時に行 われ、しかも貯蔵ができないという特性をも っているため、電力会社は、常に、瞬時的な 最大の需要に応ずる供給力を備えておく必要 がある。もし、電力の供給が瞬時といえども 需要に応じ得なければ、まず、電圧の異常降 下、周波数の低下をひき起とし(電気事業法 二六条参照)、次いで、大口需要家への供給 カット、一部一般需要家への供給カットを余 儀なくされ(電気事業法一八条参照)、最悪 の場合には、広範囲の停電という事態に立ち 至らざるを得ないのである。このような事態 の代表的事例が、昭和四四年のニューヨーク の大停電(全市約三百万世帯と膨大な数のビ ル群が二四時間にわたって停電し、パニック 状態となった。) である。

したがって、電力会社としては、日常生活、 社会・経済活動に占める電力の重要性にかん がみ、将来の必要供給力を想定するに際して は、瞬時的な最大電力を念頭に置き、瞬時的 な最大電力に対応し得る供給力の確保を目標 としなければならないのである。

(ゴ) ところで、電力会社が将来の供給力を具体的に策定するに当たっては、前に述べた EIの想定した最大電力を基礎として行っているが、EIの想定値そのものも、景気変動、気象条件の変化、特定の社会的行事(例えば全国高校野球大会)等によってその

想定値に若干の誤差を生ずることが避けられないこと、更に、供給力も、発電所の不時の故障、渇水による水力発電の出力低下、公害防止のための火力発電の出力削減等あらかじめ予測することができない要因によって、予測した供給力を十分維持し得ない事態を生ずることがあるため、電力会社は、EIの想定最大電力に適正な裕度(供給予備力)を加えたものを供給力として保有する必要がある。

との供給予備力の年最大電力に対する割合を供給予備率といい、これまでの各方面の検討の結果、例えば昭和四九年八月二二日になされた電気事業審議会需給部会の中間報告でも、供給支障を生じさせないためには、最大電力の八パーセントないし──パーセント程度の供給予備率を保有することが必要であることが示されている。

三 本件伊方発電所の必要性について

1. 四国地方における唯一の一般電気事 業者である四国電力は、将来における石油等 化石燃料の世界的な不足に対して、電力の長 期安定確保を図るためには燃料の多様化を図 ることが絶対に必要であること、原子力発電 は最近の技術革新の進展に伴って既に実用化 の段階に達していること、四国地域において は香川県を中心とした東地域において電力の 使用量が多く、発電設備も東地域に偏在して いるので、供給信頼度を向上させるためにも 西地域に発電設備が必要であること、四国地 域においては、流域面積の小さい中小河川が 多いことなどから大規模な水力発電の開発が 著しく困難であること等を考慮し、四国地域 における昭和五二年度以降の電力供給不足に 対処するため、昭和四五年九月、愛媛県西宇 和郡伊方町に原子力発電所を建設することを 決定した。

2. これに対し、政府も、内閣総理大臣 が、昭和四七年二月二五日電源開発調整審議 会の議を得た上、右伊方発電所の設置を電源 開発基本計画に組み入れることを決定した (電源開発促進法三条参照)。

その後、内閣総理大臣は、昭和四七年一一月二九日、原子力委員会の議を経て、本件原子炉の設置は、我が国の原子力発電は当面実用化されている軽水型原子炉を中心にして進めるとの基本的方向にのっとっており、かつ、我が国のエネルギー供給上十分な意義を有するものであり、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすものではないとして、原子炉等規制法二三条一項の規定に基づき、その設置を許可した。

そして、四国電力は、昭和四八年度に本件 伊方発電所の建設に着手したが、その施設の 建設を先ごろ完成した上、本年二月には試運 転を開始し、目下営業運転を目指して順調に 各種試験等を繰り返している。

3. 伊方発電所がこのような状況に至っているにもかかわらず、万一本件執行停止の申立てが認められることによって、同発電所の運転が不可能となるような事態に立ち至れば、我が国のエネルギー政策及び原子力政策に重大な支障を及ぼすばかりでなく、以下に述べるとおり、本年の夏期ピーク時における四国地域の電力の需要と供給とは極めてひっ迫し、火力発電における光化学スモッグ注意報に基づく出力の削減や、水力発電における異常渇水による出力の低下等の場合には、電力の供給不安定の事態を生じ、四国地域の住民生活や経済活動等に支障を及ぼすことになり、公共の福祉に大きな影響の生ずることが

憂慮されるのである。すなわち、

(一) 昭和五一年四月に公表された前記 EIの第四八回調査報告によれば、四国地域 における昭和五二年度の最大電力は三二二万キロワット、また昭和五三年度の最大電力は 三四六万キロワットとなる見通しである。

したがって、これらの需要に対処するため、四国電力は、昭和五二年度には上最大電力に適正供給予備率八パーセントないし一〇パーセントを加えた三四八万ないし三五四万キロワットの供給力を、また、昭和五三年度には同様にして三七四万ないし三八一万キロワットの供給力を、それぞれ確保しなければならない。

(二) これに対し、昭和五二年度における最大需要電力が発生する夏期ピーク時までに四国電力が確保し得る電力供給力は、既設電源に、本年四月に運転開始を予定している勝浦発電所(徳島県営水力発電所、出力一万一三〇一キロワット)及び本件伊方発電所(運転開始初年度については、出力五六万六〇〇十ロワットの五〇パーセントに相当する二六万九〇〇キロワットを見込んでいる。を加え、三五八万五〇〇キロワットとなるので、一・三パーセントの適正供給予備率を保有することができ、通常の電力供給に支障を及ぼすおそれはない。

(三) しかしながら、万一本件施行停止の申立てが認められることによって、伊方発電所を予定どおり運転することができなくなると、昭和五二年度の供給力は三三一万六〇〇キロワットとなり、EIの想定による最大電力は辛うじて確保し得るものの、供給予備率はわずかに三・〇パーセント(供給予備力九万六〇〇〇キロワット)となって適正供

給予備率をはるかに下回ることとなる。

このような状況において、前に述べたような大きな需要の変動や、発電所の不時の故障、 異常渇水による水力発電の出力低下、公害防止のための火力発電の大幅な出力削減等の事態が生じた場合には、電力供給に支障を来たすおそれがある。特に東地域の電源に依存している愛媛県を中心とした西地域においては、四国中央部の送電幹線の事故時にも電力供給に支障を生ずることが予想される。

更に、昭和五三年度に至っては、新たに運転開始の可能な電源は天神発電所(水力発電所、出力一万一八〇〇キロワット)しかなく、しかも電力需要は昭和五二年度に比べて二四万キロワットも増加することが見込まれているので、供給力が需要を下回るという最悪の事態が予想されるため、四国における住民生活や経済活動に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

なお、昭和五二年度及び昭和五三年度に運 転開始する電源として、現時点から、本件伊 方発電所に相当する代替電源を開発すること は、事実上不可能である。

(四) また、四国電力は、伊方発電所にはく大な建設資金(約七七〇億円)及び燃料費用(約九〇億円)を投下しているので、万一本件施行停止の申立てが認められ、同発電所の運転ができなくなった場合、同社が被る損害はばく大な額に達する(試算によれば、一年間停止したとして約一四〇億円という。)ものと思われるが、これは同社の経営状態を悪化させ、ひいては電力の安定供給に支障をきたすおそれがあり、その結果として、四国地域における国民生活や経済活動に大きな影響を与えることが予想される。

4 以上述べたように、本件施行停止の 申立てが認められるときは、昭和五二年夏以 降の四国地域における電力供給面において大 きな支障を生ずるおそれがあり、四国地域に おける国民生活や経済活動に多大の打撃を与 えることになると予想され、公共の福祉に重 大な影響を及ぼすおそれがあるので、本件施 行停止の申立ては到底認容されるべきもので はない。(以上)

(1頁から続く)

つづいて被告側の地質鑑定人である木村東大 教授の登場である。全国津々浦々の地質を調。 査して回ったという地質学の超一流の学者が、 たっぷりとお金をかけて地盤鑑定を行なった わけであるが、早くもこの主尋問の過程で、 その安全性の確認があやふやなものであると とが明らかになりつつあった。国側一流学者、 内田秀雄証人らが科学論争でとてんばんに打 ちのめされ、これではだめだと、地盤鑑定に たっぷりとお金をかけたわけだが、もはやこ れでは先が知れているというもの。次回の反 対尋問が見ものである。

それにしても被告側の学者たちは、法廷で 自分の論理が破られ、傍聴席の人々の声を聞 きながら、どう考えているのだろうか。原子 力発電は国民のために必要で、これが公共の 利益になると、それでも思っているのだろう か。それとも、これも自分の地位を守るため と割り切っているのだろうか。またそんなこ とを考えることはやめ、自分の心の中にある 良心をおし殺しているのだろうか。一度本音 をじっくりと聞きたいものだ。

裁判ののち原告団の方が言われた「この裁 判に勝利することは、自分たちにとって重要

なだけではなく、全国の、世界の原発反対運 動にとっても重大な勝利である」という言葉 は、単なる観念的なアッピールではなく、し っかりと地域に根づき、日常の生産活動の中 に根づいた一歩もひけない闘いの中から出て きた言葉だと思う。小さなひのきの苗が5年 もたつと天をつきやぶるような力強さが伊方 の闘いの中に感じられる。そして私自身がそ うした現場の闘いをどう作り上げていくのか が問われていると思う。(関学 西野)、

会計報告('77.8/9~4/10)

1 0 4.0 0 0

ニュース購読料		3	5,8	5	0
準備書面売上金	6	0	0,0	0	0
カンパ		5	0,1	0	0
計	7	8	9,9	5	0
支出					
ニュース代金		7	5,0	0	0
郵 送 料		1	7,7	4	0
為替手数料			2,8	2	5
第21回公判援助費	3	5	6,3	8	0
/交通費	1	6	8,5	8	0
行動費	1	3	5,0	0	0
宿泊費			2,8		- 1
原告・弁護団打合費			1,0		
準備書面タイプ代(残額)	1	9	0,0	0	0
準備書面印刷費(残額)	2	1	0,0	0	0
コピー代	1	0	3,9	2	0
資料 費		1	0,1	8	0
会場 費		2	9,9	3	0
事務用品費			4,7	4	0
計 1,	0	9	1,7	9	5
			1,8		
/# = A A = I			8.9		